

精度検査報告書※において、令和 2 年度までに実施すべきとされた事項について  
の関係府省の取組の現状  
(文部科学省関係)

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

※ (平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書 (統計精度検査関連分) (平成 3 0 年 3 月統計委員会))

府省	統計調査名	精度検査報告書における記載	取組の現状
文部科学省	社会教育調査（民間体育施設）	<p>項目；3-(2)③ 回収率が8割程度以下で、単一補完又はウエイト調整による欠測値への対応が行われていない統計調査における対応</p> <hr/> <p>社会教育調査のうち、民間体育施設（約1万5千施設）を対象とした調査は、全数調査で実施されている。同調査は、回収率が約60%であるが、全部非回答に対し、単一補完やウエイト調整などの欠測値への対応が行われることなく単純合算集計がなされ、調査結果が過小になっていると見込まれる。</p> <p>このため、次々回調査（平成33年調査）に間に合う時期までに、母集団を明確にした上で、明確になった母集団及び現状の調査実施の状況を踏まえて、次々回調査における対応を検討し、結論を得ることが必要である。</p>	<p>令和2年8月～10月に有識者による「社会教育調査の改善に関する研究会」を開催し、検討を行い、令和3年度からの調査に関する以下の対応方針について研究会の了承を得た。</p> <p>①これまでできるだけ広く民間体育施設の全体像を把握する観点から、施設の定義を示してきたが、様々な主体が含まれていて多様過ぎるために一義的に定義を示すことが困難であり、都道府県・市町村教育委員会において母集団名簿を整える際に差が生じていたことを踏まえ、独自に母集団全体の名簿を捉えることは極めて困難なことから、総務省が作成している事業所母集団データベースを母集団名簿として活用する。</p> <p>②現在の回収率・回収数から考えると、標本調査とすることは適当でなく、回収数を確保する観点から、引き続き全数調査とする。</p> <p>③集計の際の補完方法については、集計表の表章形式に鑑み、都道府県別のウエイト調整を行う。</p>